

長良川河口堰閘門(船通し)通航規制のお知らせ

閘門（船通し）ゲートの整備工事を行うため、以下のとおり通航規制を行います。
 なお、通航規制につきましては、**夜間通航止め**、**小閘室による通航（長さ14m以内の船のみ通航可）**の2種類の規制がありますので、以下の規制予定をご確認下さい。
 ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力のほど、よろしくお願い致します。
 また、通航規制については天候等により変更する場合がありますが、その際には、改めてご連絡致します。

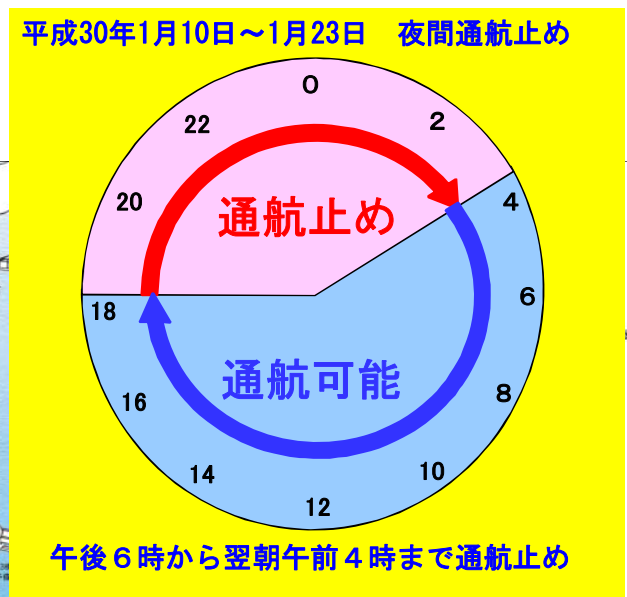
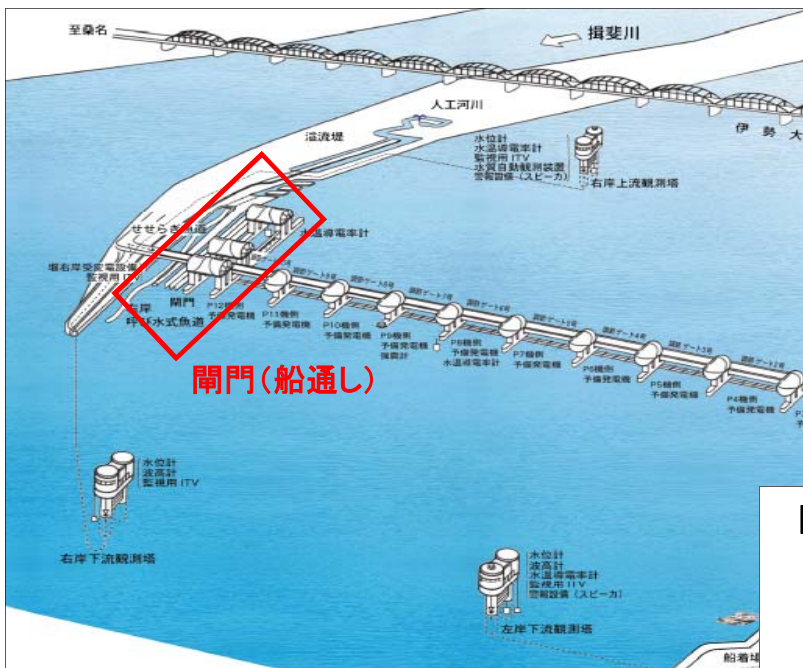
1. 夜間通航止め

- ・ 期間：①平成30年 1月10日（水）～ 1月23日（火）
 （午後6時から翌朝午前4時まで通航止め）
- ・ 注意：工事によりゲートが動かないため、通航ができません。

2. 小閘室による通航（長さ14m以内の船のみ通航可）

- ・ 期間：①平成30年 1月10日（水）～ 1月23日（火）
- ・ 注意：小閘室を使用した通航となります。
 このため、長さ14mを超える船は通航ができません。

通航規制の内容	平成29年		平成30年			
	12月		1月		2月	
1. 夜間通航止め			10	23		
2. 小閘室による通航 (長さ14m以内の船のみ通航可)			10	23		



問い合わせ先
 独立行政法人水資源機構
 長良川河口堰管理所 管理課・機械課
 TEL 0594-42-5012